

144 馬伝染性貧血〔法〕

担当	検査チャート
家畜保健衛生所	<pre> graph TD A["(1) 疫学調査"] --- B["(2) 臨床検査"] B -- "(死亡馬)" --> C["(3) 剖検"] B --> D["(4) 血液検査"] D --> E["(5) 抗体検査"] E -- "<寒天ゲル内沈降反応>" --> F["(+)", "(±)", "(-)"] F -- "(+)" --> G["(+)"] F -- "(±)" --> H["再検査"] H --> I["(5) 抗体検査"] I -- "<寒天ゲル内沈降反応>" --> J["(+)", "(±)", "(-)"] J -- "(+)" --> G J -- "(±)" --> H J -- "(-)" --> K["(-)"] C --> L["(6) 病理組織検査"] L --> M["(+)", "(-)"] M -- "(+)" --> N["(+)"] M -- "(-)" --> O["(-)"] </pre>
病性鑑定施設	<p>(+) (+) (-) (-) (-) (+) (-)</p>
判定・結果	<p>(+) (+) (-) (-) (-) (+) (-)</p>
最終判定	<p>法定判定(家畜伝染病予防法施行規則別表第一)に従う。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 再検査は検査日から15日～25日までの間に実施する。また、この場合には当該馬の馬血清2倍、4倍、8倍希釈血清について検査を行い、判定は希釈血清ごとに行うこと 馬伝染性貧血ウイルスは、家畜伝染病予防法において届出伝染病等病原体に規定されており、その基準に従って使用、保管、運搬等を行うこと。

→類似疾病検査

- ① 海7 馬ピロプラズマ病
- ② 海15 馬ウイルス性動脈炎
- ③ 海13 トリパノソーマ病
- ④ 海8 アフリカ馬疫

○ 病原体:馬伝染性貧血ウイルス;Equine infectious anemia virus [*Equine infectious anemia virus*,
Lentivirus, *Retroviridae*]

(1) 疫学調査

- ① 過去に本病の発生があった。
- ② 過去に本病の発生があった農家より導入した。
- ③ 発生農家の馬群と同一放牧地に放牧されていた。
- ④ 移動経歴が多い。
- ⑤ 周辺に本病の発生があった。

(2) 臨床検査

- ① 一般症状の悪化
- ② 発熱(回帰弛張熱)

(3) 剖 検

- ① 脾臓の腫大、脾臓の断面における脾髄の軟化
または顆粒状隆起
- ② 肝臓の腫大、濃淡の紋理形成
- ③ リンパ節の腫大
- ④ 骨髄における赤色髄の増加

(4) 血液検査

赤血球および白血球の減少
担鉄細胞の出現

(5) 抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)

家畜伝染病予防法施行規則(別表第一)参照

(6) 病理組織検査

- ① 肝臓のクッパー細胞の活性化とグリソン鞘における組織球、リンパ球の浸潤(亜急性型)
- ② 肝グリソン鞘のリンパ球の浸潤と小葉内多発性小結節形成(慢性型)
- ③ 多数の大食細胞とリンパ球の浸潤を伴った肝臓の小葉中心の崩壊(再燃型)
- ④ 脾臓の中心動脈周囲組織あるいは脾髄における好塩基性リンパ球あるいは小リンパ球の浸潤、網内系細胞の活性化
- ⑤ リンパ組織における、リンパ濾胞の萎縮、変性(発病初期)またはリンパ球の過形成
- ⑥ 骨髄における造血細胞の過形成